	第52条の３第１項又は第11項（特別償却準備金）（平成28年旧措置法第42条の５第１項第１号ハ）	00404	法規別表十六（九）「８」の欄の金額
	第42条の５第１項第１号（償却費）	00584	法規別表十六（一）「32」の欄、別表十六（二）「36」の欄、別表十六（三）「32」の欄又は別表十六（五）「30」の欄の金額
	第52条の３第１項又は第11項（特別償却準備金）（第42条の５第１項第１号）	00585	法規別表十六（九）「８」の欄の金額
	第42条の５第１項第２号（償却費）	00287	法規別表十六（一）「32」の欄、別表十六（二）「36」の欄、別表十六（三）「32」の欄又は別表十六（五）「30」の欄の金額
	第52条の３第１項又は第11項（特別償却準備金）（第42条の５第１項第２号）	00288	法規別表十六（九）「８」の欄の金額
	平成28年旧措置法第42条の５第１項第２号（償却費）	00293	法規別表十六（一）「32」の欄、別表十六（二）「36」の欄、別表十六（三）「32」の欄又は別表十六（五）「30」の欄の金額
	第52条の３第１項又は第11項（特別償却準備金）（平成28年旧措置法第42条の５第１項第２号）	00294	法規別表十六（九）「８」の欄の金額

様式第一の記載要領第四号の表エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「別表六（十一）「17」」を「別表六（九）「17」」に、「別表六（十一）「22」」を「別表六（九）「22」」に改め、同表中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「第42条の６第７項」を「第42条の６第３項」に、「別表六（十二）「16」」を「別表六（十）「16」」に、「第42条の６第８項」を「第42条の６第４項」に、「別表六（十二）「22」」を「別表六（十）「22」」に、「第42条の６第９項」を「第42条の６第５項」に、「別表六（十二）「29」」を「別表六（十）「27」」に改め、同表沖縄の観光地形成促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項から沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項までの規定中「別表六（十三）「18」」を「別表六（十一）「18」」に改め、同表沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「平成26年旧措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第10号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この表において「平成26年旧措置法」という。）」に、「別表六（十三）「23」」を「別表六（十一）「23」」に改め、同表国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却の項を次のように改める。

国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	平成28年旧措置法第42条の10第１項第１号イ（償却費）	00498	法規別表十六（一）「32」の欄、別表十六（二）「36」の欄、別表十六（三）「32」の欄又は別表十六（五）「30」の欄の金額
	第52条の３第１項又は第11項（特別償却準備金）（平成28年旧措置法第42条の10第１項第１号イ）	00499	法規別表十六（九）「８」の欄の金額
	平成28年旧措置法第42条の10第１項第１号ロ（償却費）	00501	法規別表十六（一）「32」の欄、別表十六（二）「36」の欄、別表十六（三）「32」の欄又は別表十六（五）「30」の欄の金額
	第52条の３第１項又は第11項（特別償却準備金）（平成28年旧措置法第42条の10第１項第１号ロ）	00502	法規別表十六（九）「８」の欄の金額
	第42条の10第１項第１号（償却費）	00586	法規別表十六（一）「32」の欄、別表十六（二）「36」の欄、別表十六（三）「32」の欄又は別表十六（五）「30」の欄の金額
	第52条の３第１項又は第11項（特別償却準備金）（第42条の10第１項第１号）	00587	法規別表十六（九）「８」の欄の金額
	第42条の10第１項第２号（償却費）	00504	法規別表十六（一）「32」の欄、別表十六（二）「36」の欄、別表十六（三）「32」の欄又は別表十六（五）「30」の欄の金額
	第52条の３第１項又は第11項（特別償却準備金）（第42条の10第１項第２号）	00505	法規別表十六（九）「８」の欄の金額

様式第一の記載要領第四号の表国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「別表六（十五）「19」」を「別表六（十三）「19」」に、「第42条の10第３項」を「平成28年旧措置法第42条の10第３項」に、「別表六（十五）「24」」を「別表六（十三）「24」」に改め、同表国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「別表六（十六）「19」」を「別表六（十四）「23」」に、「第42条の11第３項」を「平成28年旧措置法第42条の11第３項」に、「別表六（十六）「24」」を「別表六（十四）「28」」に改め、同表地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却の項中「第42条の12第１項」を「第42条の11の２第１項」に改め、同表地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「第42条の12第２項」を「第42条の11の２第２項」に、「別表六（十七）「24」」を「別表六（十五）「24」」に改め、同表雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除の項を次のように改める。

特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除（雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）	平成28年旧措置法第42条の12の２第１項	00440	法規別表六（十六）「16」の欄の金額
	第42条の12第１項	00588	
	第42条の12第２項	00571	法規別表六（十六）「24」の欄の金額
	第42条の12第３項	00572	法規別表六（十六）「34」の欄の金額